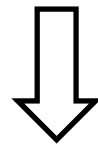


運営協議会のあり方の見直し及び改善

現状 本来協議が行われていない 書類のチェック機能化 多事考慮
 利用者不在の事業者都合による話し合い&利害調整
 ローカルルールの温床
 市町村にとって大きな負担 ⇒ 開かれない
 安全性の担保、必要性の有無を楯に利用ニーズを無視した運営

原因 制度が難解で不合理
 協議すべき内容が理解されていない 法定三事項(必要性・対価・地域)
 そもそも必要性の協議は無意味
 市町村が主宰しなければならない根拠が不明
 位置づけ 理念の欠如



これまでの改善への取り組み(関係通達の発出)
 協議 ⇒ 一向に改善されない
 ローカルルール ⇒ 一向に改善されない

これまでの対応策の延長だけでは効果なし 抜本的な見直し必要

まちづくり、福祉、教育等の観点からも協議されるように
 利害・利権の調整をしなくてよいように
 ローカルルールを生じさせないように
 地域性が発揮できるように

運用ルールの緩和及び運用方法の改善

これまでの問題点

- ① 利用者利便が損なわれている・・・利用したい人が利用したい時に利用できない
⇒ 必要性の協議 旅客の対象制限 事前の会員登録 名簿提出 など
- ② 過剰な規制・・・“支えあい互助”・“非営利”・“自家用”・“登録”どれにとっても過剰
⇒ 運転者証の携帯表示 対価 自動車数の登録 登録期限 など
- ③ 実態に合わない・・・無意味な負担
⇒ 整備管理の責任者 書類の書式 複数乗車 道路運送車両法での位置づけ など
- ④ 理念どおりに運用されない・・・理念どおりにできないのが誤りなのか理念が難解なのか 利害関係か
⇒ 運営協議会 不必要な書類の提出 ローカルルール など

利用者・地域が必要としている有償運送ができない ニーズに応えられない
市町村があつかい難い 移譲が困難



事業用の補完ではなく自家用を基本に
地域に任せる 制度設計

“安全”は一方的で過剰な規制では担保されない むしろ逆効果

運用ルールの緩和及び運用方法の改善

高齢化 過疎化 介護保険制度の改正 により全国的に急務
“旅客の範囲の拡大”
“運転者の確保”
“運送者の確保”

旅客の範囲の拡大に関する方向性

① 無意味な規制を撤廃

例) 福祉有償運送

ハ) 要支援認定者と ニ) その他の障がい者を有する者 運営協議会での確認不要(通達)

② 大胆な見直し

例) 過疎地有償運送と福祉有償運送・・・利用者共通化 もしくは 運送の共通化

生活支援ボランティア & 観光客

市町村運営有償運送・・・施行規則で認めればよいだけ

過疎地有償運送・・・現状でも可

日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として名簿に記載されれば

福祉有償運送・・・現状でも可 以下に該当する者で名簿に記載されれば

イ) 身体障がい者 ロ) 要介護認定者 ハ) 要支援認定者 ニ) その他の障がい者を有する者

運用ルールの緩和及び運用方法の改善

例 運転者の要件と認定講習

施行規則 第五十一条の十六

第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は
 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であって、
 次に掲げる要件のいずれかを備える者

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

市町村運営有償運送 過疎地有償運送 (市町村運営有償運送等運転者講習)	関係法令に関する講義 (20分)	運転方法に関する講義 (40分)	安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分)	もしくは 日本自家用自動車管理業協会 自家用自動車運転士専門校の 運転サービス士科修了			
				もしくは 全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送 サービス従事者研修修了			
福祉有償運送 (福祉有償運送運転者講習)	関係法令に関する講義 (50分)	運転方法に関する講義 (50分)	安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分)	障がいの知識及び利用者理解に関する講義 (50分)	接遇技術及び介助技術に関する講義 (120分)	福祉自動車の特性に関する講義 (60分)	福祉自動車の運転方法等に関する演習(一人20分)

同じく一種に必要な講習でもカリキュラム・時間が異なる
 修了証も異なる

⇒ 別々に受講しなければならない